

いわき市保健所からのお知らせ（令和5年5月15日）

飲料用井戸水等の放射性物質の測定結果（令和5年4月分）について

本市では、市独自の対応として、保健所に検査機器を設置し、市内の飲料用井戸水等の放射性物質の検査を平成24年1月から実施しています。

令和5年4月は、市内の飲料用井戸水等において放射性物質の測定はありませんでした。

〔放射性物質に関する飲料水の基準〕

平成24年4月1日より適用となった、厚生労働省が定めた「食品中の放射性物質の規格基準」

放射性セシウム（飲料水） 10 ベクレル/kg以下

※ 放射性ヨウ素については、半減期が短く、現在は食品等からの検出報告がなくなっていることから、基準値は設定されていません。

〔放射性物質の検査の申込方法〕

市内に住民登録があり、かつ井戸水等を日常から飲用している方に対し、飲料用井戸水等の放射性物質検査を無料で実施しております。

検査を希望される方は、次までお問い合わせください。

お問い合わせ先

保健所総務課放射線健康管理センター

電話番号 0246-27-8560